

JMCマップのご利用にあたっての注意事項

H15. 1.7

(一財) 日本地図センター
普及販売部

1. データの著作権

- JMCマップのデータの部分の著作権は、(一財)日本地図センターに属します。また、JMCマップの添付ソフトの著作権は、(株)マブコンに属します。

2. JMCマップの使用権

- JMCマップの購入者は、JMCマップをあらかじめ指定された1台のコンピュータ(以下、「指定コンピュータ」と呼ぶ)にインストールし、JMCマップのデータ部分の2次著作物を指定コンピュータ上で作成し、JMCマップ及びそのデータ部分の2次著作物を指定コンピュータ上で使用することができます。
- JMCマップのデータまたはそのデータ部分の2次著作物を社内の複数のコンピュータで使用する場合、あるいはネットワークサーバー等に置き、他のコンピュータから利用する場合は、別途(一財)日本地図センターまでご相談ください。「割引価格によるサイトライセンス契約」も可能です。
- 上記の範囲を超えるJMCマップのデータ部分及びその2次著作物の使用はできません。また、上記の範囲を超えるJMCマップの複製はできません。ただし、2次著作物の配布として認められたものを除きます。
- JMCマップの添付ソフトを改変することはできません。

3. 2次著作物の配布

- (1) JMCマップのデータ部分の2次著作物にも(一財)日本地図センターの著作権が及びます。
- (2) JMCマップのデータ部分の2次著作物を配布する場合(インターネット上で公開する場合も含む)は、(一財)日本地図センターの承認が必要です(原則として「ロイヤリティーの支払い」が条件となります)。詳しくは、(一財)日本地図センターにご相談ください。
- (3) (一財)日本地図センターは、同センターの都合により2次著作物の配布を拒否できます。
- (4) (2)に拘わらず、購入者は以下に示す条件を全て満たす場合、JMCマップのデータ部分の2次著作物をロイヤリティーなしで配布することができます。この場合、(一財)日本地図センターの承認も必要ありません。
 - (a) 2次著作物の種類が印刷物(プリンター出力、複写機でコピーされたもの等を含む)、または画像ファイルであること。
 - (b) 無償で配布する場合。
 - (c) 「(一財)日本地図センター」及び「JMCマップ」の2語を含んで出典を明記すること。(例:「この画像は、(一財)日本地図センターのJMCマップを使用して作成しました」)
 - (d) 印刷物については、2次著作物の部分がA4版より小さい場合。
 - (e) 画像ファイルについては、大きさが640×480画素以内の場合。
 - (f) 画像ファイルについては、配布する種類が1パッケージあたり総計10種類までの場合。
- (5) (一財)日本地図センターの許可を受けず、JMCマップの2次著作物を配布した場合((4)に該当する場合を除く)は、延滞利息年利14.5%を付して正規の4倍のロイヤリティーを(一財)日本地図センターに支払わなければならない。